平成２３年（フ）第９２１号
東京都八王子市明神町２丁目22番10号長田方
債務者　木藤古栄樹
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９２２号
東京都八王子市明神町２丁目22番10号長田方
債務者　木藤古英里
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０５８号
東京都八王子市南大沢４丁目15番地５―403
債務者　佐藤美佳子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０５９号
東京都立川市栄町４丁目42番地の５コーポスターライト102
債務者　朝倉　一郎
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６１号
東京都青梅市新町３丁目65番地の１スメルスイート102
債務者　氏家　和彦
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７６５号
大阪府枚方市星丘１丁目24番18号
債務者　鮫島　幸吉
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４９号
大阪府八尾市東山本新町６丁目11番10号　神本マンション102号
債務者　明星　吉博
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１号
愛知県西尾市寄住町洲田18　西尾老人保健施設内、住民票上の住所愛知県安城市藤井町本郷24番地５
債務者　徳田　篤夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第５３８号
鹿児島県姶良市蒲生町久末103番地１
破産者　鹿児島県食糧販売協同組合
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８９号
山口県熊毛郡田布施町大字波野2154番地４
破産者　北瀬　初江
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３６号
宮崎市大字島之内7157番地１　宏信アパート南３号
破産者　宮園　　修
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３１１５号
大阪市西区本田１丁目６番24号
破産者　田伏電動精機株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月14日午後４時
平成23年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１８４号
大阪府守口市菊水通４丁目16番６号
破産者　菊川　眞言
1　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
2　一般調査期日　平成23年11月17日午後３時30分
平成23年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０９号
横浜市港南区野庭町601番地　野庭住宅２棟308号
破産者　中島　幸市
1　破産債権の届出期間　平成23年10月４日まで
2　一般調査期日　平成23年10月18日午前11時20分
平成23年９月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８８号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地４　Ｃ３―304
破産者　株式会社ユニライフ
1　破産債権の届出期間　平成23年10月４日まで
2　一般調査期日　平成23年10月20日午前11時
平成23年９月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目８番４号
破産者　鈴木　清治
1　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
2　一般調査期日　平成23年11月９日午前10時40分
平成23年９月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８号
広島市安佐南区八木５丁目23番４―403号、開始決定時の住所広島市安佐北区上深川町444番地の３　グレイス高陽502号
破産者　西井　福三
1　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
2　一般調査期日　平成23年11月７日午後１時30分
平成23年９月６日
広島地方裁判所民事第４部